

川越市補装具業者の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項に規定する補装具費の支給にあたり、補装具の販売、貸与又は修理（以下「販売等」という。）を業とする者の登録その他必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第2条 本市が援護している障害者及び障害児に対して、補装具の販売等を行うおうとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 登録の有効期間は、登録日から1年間とする。
- 3 前項に規定する有効期間満了1か月前までに市長又は登録業者から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1年間順次登録を更新したものとみなす。

(登録の申請)

第3条 前条第1条の規定により、登録を受けようとする者は、川越市補装具業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人市民税納税証明書（個人にあつては市民税納税証明書）
- (2) 登記事項証明書（個人にあつては住民票抄本の写し）
- (3) 定款（個人にあつては事業経歴書）

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、登録の適否について判断を行い、登録する者については、前条に規定する申請書に係る事項及び登録の年月日を川越市補装具業者登録簿に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録したときは、川越市補装具業者登録決定通知書（様式第2号）により、登録しないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(情報提供)

第5条 市長は、登録を行った者（以下「登録業者」という。）に係る情報のう

ち、次の各号に掲げるものを障害者又は障害児の保護者に提供するものとする。

- (1) 登録業者の名称、所在地及び連絡先
- (2) 取り扱う補装具の種目及び販売又は貸与の別
(変更の届出)

第6条 登録業者は、登録事項に変更が生じたときは、川越市補装具業者登録変更届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。
(補装具の製作等)

第7条 登録業者は、補装具費支給の決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給決定者」という。）と当該補装具の販売等について契約を締結した場合は、その処方に基づき、当該補装具の販売等を行うものとする。

- 2 登録業者は、身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、補装具を補装具費支給決定者に引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が当該障害者又は障害児に適合しないと認められた場合は、市長は不備な箇所を指摘して登録業者の負担においてこれを改善させるものとする。
(補装具引き渡し後の改善)

第8条 補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、市長は登録業者に前条に準じて改善させるものとする。

- 2 補装具の引き渡し後、災害等によるき損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、登録業者の負担においてこれを改善するものとする。
- 3 前項に規定にかかわらず、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

(写真等による確認)

第9条 登録業者は、市長が第7条第2項の規定による補装具の引渡しを確認するため、当該補装具の写真等の提出を求めた場合には、これを提出しなければならない。ただし、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、歩行補助つえ若しくは補聴器の補装具又は写真による確認が困難な修理若しくは1件の見積額が5,000円以下の修理に係る補装具については、この限りではない。

(登録の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録業者が偽りその他の不正の手段により、補装具費の支給を受けたとき。
- (2) その他、登録業者の登録を取り消すのに相当な理由があると、市長が認めたとき。

(不正利得の徴収等)

第11条 市長は、補装具費支給決定者又は登録業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(廃止の届出)

第12条 登録業者は、登録の廃止をするときは、川越市補装具業者登録廃止届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補装具業者の登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に川越市と補装具の製作及び修理についての委託契約を行った者で、施行日において本市が援護する障害者又は障害児に対して、補装具の販売又は修理を行う者は、この要綱の規定による市長に対してされた登録の申請行為及び市長の行う登録があったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の要綱第4条第1項の規定に基づき川越市補装具業者登録簿に登録のある者は、登録簿に記載された取扱補装具種目の販売又は修理について、この要綱の規定による市長に対してされた登録の申請行為及び市長の行う登録があったものとみなす。
- 3 前項の規定により登録があったものとみなされた者における、補装具の貸与に係る登録の申請行為は、この要綱第6条の規定に基づく変更の届出により行う。